

鹿児島県南大隅町・佐多対空射撃場における実弾射撃について、お知らせ

このたび陸上自衛隊西部方面総監より標記の場所による実弾射撃実施についての来報
がありましたのでお知らせ致します。

以上

平成20年5月23日

全国海運組合連合会



1

西方訓第168号
20. 5. 19

全国海運組合連合会長 殿

陸上自衛隊

西部方面総監



佐多対空射撃場における実弾射撃について（通知）

新緑の候、益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

鹿児島県南大隅町対空射撃場での実弾射撃の実施に関しましては、例年種々御高配・御協力を賜り御礼申し上げます。

平成20年度の実弾射撃訓練につきましても、近く官報をもって告示されます
が、別紙のとおり予定しております。

つきましては、射撃実施間の危険区域（海・空域）内への船舶・航空機の立入
防止等危害予防のため格別の御高配を賜りますようお願い申し上げます。

添付書類：別 紙

佐多対空射撃場における実弾射撃

1 期 間

平成20年6月10日（火）から平成20年8月31日（日）まで

2 射撃実施時間

毎日午前6時から午後4時まで

3 実施場所

鹿児島県肝属郡南大隅町佐多辺塚 佐多対空射撃場

4 危険区域

付紙「佐多対空射撃場の区域及び高度」

5 射撃実施部隊

陸上自衛隊各方面隊、富士学校及び技術研究本部

6 射撃の概要

- (1) 対空火器による空中移動標的に対する対空射撃
- (2) 対舟艇対戦車誘導弾による海面上の移動標的に対する対舟艇射撃
- (3) ヘリコプターからの機関銃等による海面上の固定標的に対する射撃
- (4) 中距離多目的誘導弾による海面上の移動標的に対する試験射撃

7 危害予防の処置

- (1) 標識等

ア 危険区域標識

- (ア) 地上からの立入禁止については、「立入禁止」の標識を設置

(イ) 危険区域の左右限界標識については、左右限界上におのおの2箇所の白色危険標識（高さ6m幅3m）を設置（見通し線内は立入禁止）

イ 射撃期間標識

射撃期間中は、射撃場のほぼ中央部に白色の横断幕（高さ2.5m、幅3.5m）を掲揚する。

ウ 射撃実施標識

射撃実施中は、射撃場のほぼ中央部に赤色回転灯2灯点灯するとともに、白色及び赤色の吹き流しを掲揚する。

エ 射撃開始及び終了信号

射撃実施当日の告知手段として、射撃開始30分前及び射撃終了時に信号吊煙（黄色）を射撃場において打ち上げるとともに、サイレンを吹鳴らす。（射撃開始時：長音、射撃終了時：短音）

(2) 監 視

射撃実施中、次の諸手段により危険区域・空域を監視し安全を確認する。

ア 監視塔による監視

射撃場の中央に設置する監視塔に監視員を配置し、危険区域・空域を監視する。

イ レーダーによる監視

レーダーにより、対空及び海上の監視を行う。

ウ 海岸監視員による監視

射撃場地域の海岸線の両端地点に海岸監視員を配置し、海上の監視を行う。

エ 監視船による監視

制限水域の安全を監視するため監視船を配置し、海上を監視する。

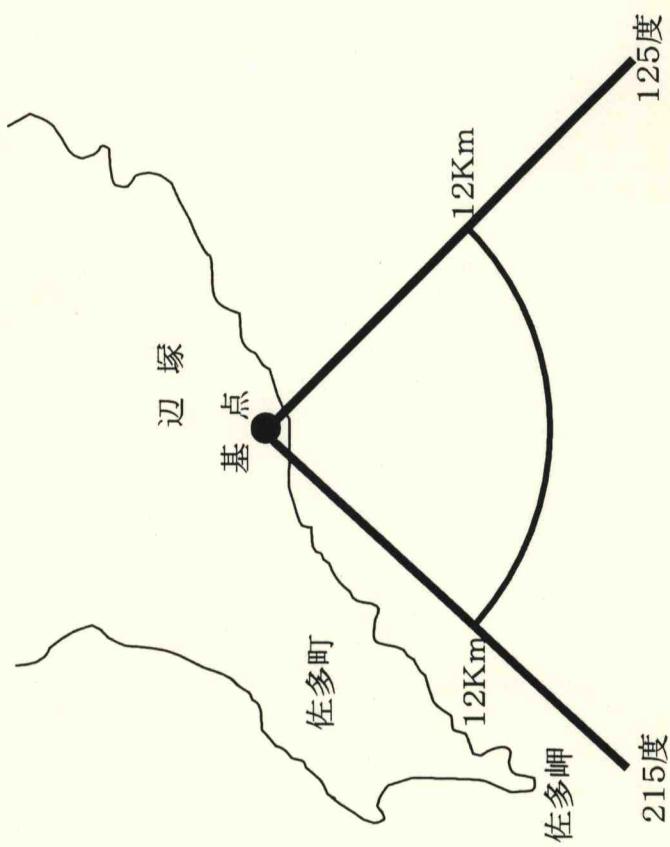
(3) 飛行情報等の入手

鹿児島・種子島空港に連絡員を配置し、射撃場周辺の上空を飛行する航空機についての飛行計画、飛行状況及び発着状況を入手し、空域の安全を確認する。

佐多対空射撃場の区域及び高度

1 区域

世界測地系、北緯31度06分33秒、東経130度50分47秒の基点を中心とする半径12,000メートルの圏中
真方位125度から215度までの射界を形成する扇形区域内の海面



2 高度及び距離

